

# オール東京滞納STOP強化月間に伴う 休日・夜間臨時納税窓口の開設

毎年12月は「オール東京滞納STOP」強化月間です。

①休日臨時納税窓口  
〔日時〕12月18日(日)  
24日(土)

これに伴い町では、休日・夜間臨時納税窓口をつぎの日程で、役場1階住民課で開設します。

午前9時～午後5時  
②夜間臨時納税窓口  
〔日時〕12月15日(木)  
21日(水)  
27日(火)

普段お仕事などの都合で納税ができない方、また、納税に関するご相談などがございましたら、この機会を是非ご利用ください。

午後5時15分～午後8時  
※問い合わせは、住民課  
☎83・2190

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です



オール東京滞納STOP強化月間

東京都と区市町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています！

都と区市町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。



納税広報



納税推進



滞納処分

東京都 一致団結 未納OK

# 令和5年1月から軽自動車に係る 便利な新システムが始まります

○軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)

軽自動車税(種別割)

の車両ごとの納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認するシステムが令和5年1月に運用を開始する予定です。

この軽JNKSにより、継続検査窓口での「納税証明書の提示」が原則不要になります。

\*納付情報が軽JNKS

## 国民健康保険被保険者のみなさんへ

### 医療費等通知書をお送りします

国民健康保険被保険者のみなさんに、ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容に誤りがないかをご確認していただくために、「医療費等通知書」を12月中にお送りします。

に反映されるまで一定の日数がかかります。

○軽自動車ワンストップ

サービス(軽OSS)

行政機関などの窓口に出向かずに、申請・申告・納付の各種手続きをパソコン(スマートフォン・タブレットは不可)からインターネットで行うことができるサービスです。

現在は「継続検査手続」が対象ですが、令和5年

が対象ですが、令和5年

が対象ですが、令和5年

が対象ですが、令和5年

今回のお知らせは、主に令和3年11月から令和4年6月の間に医療機関で受診されたものになります。また、確定申告(医療費控除)の際に医療費等通知書を添付することで、令和4年1月から6月までの診療などについては、「医療費控除の明細書」への記載を省略

1月から「新車購入時の各種手続」が対象に追加されます。

\*二輪・原付・小型特殊は対象外です。

\*軽自動車協会窓口での「車検証など」の受け取りは必要です。

詳細は、町または地方税共同機構のホームページをご確認ください。

※問い合わせは、住民課

☎83・2190

することができません。

ただし、令和4年7月から12月までの診療などについてはお持ちの領収書に基づいて別途「医療費控除の明細書」を作成して申告書に添付する必要があります。

※問い合わせは、住民課

☎83・2182